（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第二百六十二条　改正後破産法第二十四条第六項、第二十六条、第二十七条第六項及び第二十八条第五項の規定（これらの規定を改正後破産法第三十三条第二項において準用する場合を含む。）、改正後破産法第三十四条第七項、第九十二条第二項及び第百十八条第三項（改正後破産法第百十九条第六項（改正後破産法第百二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び第二百六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定、改正後破産法第二百六十四条第五項において準用する場合を含む。）、改正後破産法第百二十一条第九項及び第十項の規定（これらの規定を改正後破産法第二百六十四条第五項において準用する場合を含む。）、改正後破産法第百二十五条第五項、第百五十六条第四項、第百七十一条第六項及び第百七十四条第四項の規定、改正後破産法第百七十七条第六項及び第百七十九条第三項の規定（これらの規定を改正後破産法第二百四十四条の十一第三項において準用する場合を含む。）並びに改正後破産法第百八十五条第四項の規定は、改正後破産事件における電子裁判書の送達について適用し、改正前破産事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

（電子破産債権者表の作成等に関する経過措置）

第二百六十三条　改正後破産法第百十五条、第百二十四条第二項（改正後破産法第百三十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第三項、第百三十条（改正後破産法第百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十一条第一項並びに第二百五十三条第三項の規定は、改正後破産事件における電子破産債権者表の作成、記録及び更正の処分について適用し、改正前破産事件における破産債権者表の作成、記載及び更正の処分については、なお従前の例による。

2　前項の規定によりなお従前の例によることとされる破産債権者表の更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨の書面を作成してしなければならない。

3　民事訴訟法第七十一条第四項、第五項及び第八項の規定によりなお従前の例によることとされる破産債権者表の更正の処分について準用する。

4　改正後破産法第百二十八条（改正後破産法第百二十九条第三項及び第百三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後破産事件における破産債権に関する査定の手続又は訴訟手続における主張の制限について適用し、改正前破産事件における破産債権に関する査定の手続又は訴訟手続における主張の制限については、なお従前の例による。

（担保権消滅の許可の申立て等に関する経過措置）

第二百六十四条　改正後破産法第百八十六条第四項及び第五項、第百八十七条第一項、第五項及び第六項並びに第百八十九条第一項、第二項及び第五項の規定は、改正後破産事件における担保権消滅の許可の申立て及びこれに対する裁判並びに担保権の実行の申立てについて適用し、改正前破産事件における担保権消滅の許可の申立て及びこれに対する裁判並びに担保権の実行の申立てについては、なお従前の例による。

（配当等の実施に関する経過措置）

第二百六十五条　第三号施行日から施行日の前日までの間における改正後破産法第百九十一条第三項の規定の適用については、同項中「から第八十六条まで」とあるのは、「、第八十六条」とする。

2　改正後破産法第百九十一条第一項から第三項まで及び第四項（民事執行法第八十六条を準用する部分を除く。）並びに第百九十三条第三項の規定は、改正後破産事件における配当並びに弁済金及び剰余金の交付について適用し、改正前破産事件における配当並びに弁済金及び剰余金の交付については、なお従前の例による。

（配当表の更正に関する経過措置）

第二百六十六条　改正後破産法第百九十九条第一項（改正後破産法第二百五条及び第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後破産事件における配当表の更正について適用し、改正前破産事件における配当表の更正については、なお従前の例による。

（配当表に対する異議の申立てについての裁判に関する経過措置）

第二百六十七条　改正後破産法第二百条第三項及び第四項（これらの規定を改正後破産法第二百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、改正後破産事件における配当表に対する異議の申立てについての裁判について適用し、改正前破産事件における配当表に対する異議の申立てについての裁判については、なお従前の例による。

（破産手続開始の決定後の破産手続廃止の決定に関する経過措置）

第二百六十八条　改正後破産法第二百十七条第二項、第四項及び第五項の規定は、改正後破産事件における破産手続開始の決定後の破産手続廃止の決定又はその申立てを棄却する決定について適用し、改正前破産事件における破産手続開始の決定後の破産手続廃止の決定又はその申立てを棄却する決定については、なお従前の例による。

（免責についての報告に関する経過措置）

第二百六十九条　改正後破産法第二百五十条第一項の規定は、改正後破産事件における免責についての破産管財人の報告について適用し、改正前破産事件における免責についての破産管財人の報告については、なお従前の例による。

（免責許可の決定等に関する経過措置）

第二百七十条　改正後破産法第二百五十二条第三項から第五項まで及び第七項の規定は、改正後破産事件における免責許可の決定、免責不許可の決定及び免責許可の申立てについての裁判に対する即時抗告についての裁判について適用し、改正前破産事件における免責許可の決定、免責不許可の決定及び免責許可の申立てについての裁判に対する即時抗告についての裁判については、なお従前の例による。

（免責取消しの決定等に関する経過措置）

第二百七十一条　改正後破産法第二百五十四条第二項、第三項及び第五項の規定は、改正後破産事件における免責取消しの決定並びに免責取消しの申立てについての裁判及び職権による免責取消しの決定に対する即時抗告についての裁判について適用し、改正前破産事件における免責取消しの決定並びに免責取消しの申立てについての裁判及び職権による免責取消しの決定に対する即時抗告についての裁判については、なお従前の例による。

（復権の決定の申立てについての裁判等に関する経過措置）

第二百七十二条　改正後破産法第二百五十六条第四項、第五項及び第七項の規定は、改正後破産事件における復権の決定の申立てについての裁判及びこれに対する即時抗告についての裁判について適用し、改正前破産事件における復権の決定の申立てについての裁判及びこれに対する即時抗告についての裁判については、なお従前の例による。

第三節　破産法の一部改正に伴う関係法律の整備

第二百七十三条　手形法（昭和七年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第六項中「裁判書」の下に「又ハ記録事項証明書（裁判ノ内容ヲ記載シタル書面ニシテ裁判所書記官ガ当該書面ノ内容ト当該裁判ノ内容トガ同一ナルコトヲ証明シタルモノ）」を加える。

第二十四章　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正等

第一節　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部改正

第二百七十四条　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の十一」を「第三十五条」に、「第二十八条―第三十一条」を「第三十六条―第三十九条」に、「第三十二条―第三十四条」を「第四十条―第四十二条」に改める。

第十四条中「第二十七条の二第三項において」を「以下」に改める。

第三十四条を第四十二条とし、第三十三条を第四十一条とし、第三十二条を第四十条とし、第四章中第三十一条を第三十九条とし、第三十条を第三十八条とし、第二十九条を第三十七条とし、第二十八条を第三十六条とし、第三章中第二十七条の十一を第三十五条とする。